

名称	解説	評価	算定方式
形式収支	当該年度中に収入された現金と支出された現金の差	黒字、赤字決算の表示	歳入決算総額 - 歳出決算総額
実質収支	実質的な純剰余金または純損失金である。	標準財政規模の3%～5%程度が望ましい。	形式収支 - 翌年度へ繰り越すべき財源
単年度収支	実質的な純剰余金等を前年度と比較したものである。	赤字の場合は要注意である。	当該年度実質収支 - 前年度実質収支
実質単年度収支	歳出に含まれている基金積立金等また歳入に含まれている基金取崩し額が仮になかった場合の単年度収支がどうであったかを見るためのもの。	単年度収支に現れてこない黒字要素、赤字要素が含まれている。	単年度収支 + 財調基金積立金 + 地方債繰上償還金 - 財調基金取崩し額
標準税収入額	地方交付税の算定基礎により算出する。		(基準財政収入額 - 地方譲与税) × 100/75 + 地方譲与税
標準財政収入額	地方交付税の算定基礎により算出する。		(基準財政収入額 - 地方譲与税) × 1.3333
標準財政規模	一般財源ベースでの標準的な財政規模を表す。		標準税収入額 + 普通交付税
財政力指数	一般的にその団体の財政力を測るものである。	1.00以上 財政が豊かである 1.00未満 1.00に近い程よい	次の算式で求めた数値の3年平均(単純平均) 基準財政収入額/基準財政需要額
実質収支比率	純剰余金等が適正であるかを判断する。	3%～5% 適正である。	実質収支/標準財政規模 × 100
経常一般財源比率	経常的に収入される一般財源がどれ程あるか、財政構造の弾力性を判断する。	104%以上 問題なし 100～103 % 若干問題あり 99%以下 問題あり	経常一般財源/標準財政規模 × 100
経常収支比率	上記と同じ	75%以下 問題なし 76～84% 若干問題あり 85%以上 問題あり	経常経費充当の経常一般財源/経常一般財源の総額 × 100
公債費比率	財政構造の健全性を判断する。	15%超 黄信号 20%超 赤信号	(地方債元利償還金充当一般財源 - 災害復旧費等にかかる基準財政需要額)/(標準財政規模 - 災害復旧費等にかかる基準財政需要額) × 100
起債制限比率	起債借入の適正化と規模を判断する。なお、指数によって起債の許可が制限される。	20～30%未満 一般単独事業債の制限 30%以上 一般事業に係る起債の制限	次の算式で求めた数値の3年平均(単純平均) (地方債元利償還金充当一般財源 - 災害復旧費等にかかる基準財政需要額 - 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費) / (標準財政規模 - 災害復旧費等にかかる基準財政需要額 - 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費) × 100
実質公債費比率	平成18年度から地方債の発行が許可制度から協議制度へ移行したことにより、元利償還金の水準を計る指標として用いられることとなった。これまでの起債制限比率に公営企業の元利償還金への一般会計からの繰出などを加味して算出する。	18%以上 地方債の発行に許可が必要 25%以上 地域活性化事業等の単独事業に係る地方債が制限される。	次の算式で求めた数値の3年平均(単純平均) ((地方債の元利償還金 + 地方債の元利償還金に準ずるもの「準元利償還金」) - (元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源 + 地方債に係る元利償還に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額) / (標準財政規模 - 地方債に係る元利償還に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額) × 100